

## 災害廃棄物処理基金事業実施要領

### 第1 趣旨

本事業は、特定非常災害に指定され、かつ大量の災害廃棄物の発生が見込まれる災害（以下「災害」という。）については、著しく異常かつ激甚な災害であり、社会的経済的影響が極めて大きいことに鑑み、災害等廃棄物処理促進費補助金（以下「補助金」という。）を、被災地である各都道府県に交付して基金を造成し、この基金を活用することにより、災害により被害を受けた市町村（第281条第1項に定める特別区並びに第284条第1項に定める一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。）が実施する災害廃棄物の収集、運搬及び処分に係る事業（以下「災害等廃棄物処理事業」という。）を支援する事業（以下「基金事業」という。）を実施することを目的とする。

### 第2 運営主体

基金の運営主体は、各都道府県とする。

### 第3 基金事業の内容

基金事業は、各都道府県に造成された基金を活用して市町村が行う災害等廃棄物処理事業であって、災害により生じた災害廃棄物を市町村が「災害等廃棄物処理事業費の国庫補助について」（平成19年4月2日付け環廃対発第070402002号環境事務次官通知）に則り実施するごみ処理及びし尿処理を支援する事業とし、対象事業の範囲については、別表第1のとおりとする。

### 第4 基金事業に要する経費

基金事業に要する経費は、別表第2により算出した額（算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。ただし、基金事業の精算時において生じた1,000円未満の端数はこの限りでない。）とする。

### 第5 基金の運営

#### 1. 基金の造成

基金は、災害等廃棄物処理促進費補助金（災害廃棄物処理基金）交付要綱（令和3年4月1日付け環循適発第2104018号。以下「交付要綱」という。）に基づき、国からの補助金を受けて造成するものとする。その交付の申請は、交付要綱で定める交付申請書に關係書類を添えて、環境大臣に提出して行うものとする。

#### 2. 基金の運用方法

基金の運用については、次の方法によるものとする。

- ①国債、地方債その他確実かつ有利な有価証券の取得
- ②金融機関への預金（ただし、預金保険制度の対象となっているものに限る）
- ③信託業務を営む銀行又は信託銀行への金銭信託（ただし、元本保証のあるものに

限る)

### 3. 基金の果実

基金の運用によって生じた果実は、基金に繰り入れ、基金事業に要する経費に充てることができる。

### 4. 基金の取崩し等の制限

基金（基金の運用によって生じた果実を含む。）は、第3に掲げる基金事業を実施する場合を除き、これを取り崩してはならない。

### 5. 基金の残額の取扱い

各都道府県は、計画されている基金事業が全て終了したとき又は基金事業の実施期限を経過したときに、基金に残額がある場合は国費相当額（基金の運用によって生じた果実を含む。）を国庫に返還しなければならない。

### 6. 基金事業の事業計画等

(1) 各都道府県は、補助金の交付申請時に災害廃棄物処理基金事業計画書（様式第1号）を作成し、環境省環境再生・資源循環局長（以下「環境再生・資源循環局長」という。）に提出し、その確認を受けるものとする。

(2) 各都道府県は、前号の計画を変更しようとする場合には、あらかじめ災害廃棄物処理基金事業変更計画書（様式第2号）を作成し、環境再生・資源循環局長に提出し、その確認を受けるものとする。

(3) 各都道府県は、毎年度末に、当該年度に実施した基金事業について災害廃棄物処理基金事業状況報告書（各年度報告書）（様式第3号）を作成し、当該年度末の翌々月20日までに環境再生・資源循環局長に提出し、その確認を受けるものとする。

### 7. 基金事業の実施期限

(1) 基金事業の実施期限は、単年度事業とする。

(2) 災害等廃棄物処理事業において予算を繰越した場合には、(1)に定める実施期限の翌年度を期限とすることができる。

(3) 実施期限までに実施した基金事業に係る精算手続きについては、当該実施期限の翌年度5月末までとする。

### 8. 基金事業の中止又は廃止

(1) 各都道府県は、第5の7の規定にかかわらず、基金事業を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ災害廃棄物処理基金事業中止（廃止）承認申請書（様式第4号）を作成し、環境再生・資源循環局長に提出し、その承認を受けなければならない。

(2) 環境再生・資源循環局長は、(1)を承認する場合において、必要に応じて条件を付することができる。

### 9. 基金事業の事故の報告

各都道府県は、基金事業の遂行が困難になった場合のほか、その他事故のあった

場合においては、環境再生・資源循環局長に速やかに報告し、その指示を受けなければならない。

#### 10. 基金事業の終了等

- (1) 環境大臣は、次に掲げる場合には、基金事業について終了又は変更を命じることができる。
  - ① 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号、以下「適化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号、以下「適化法施行令」という。）、交付要綱若しくはこの要領又はこれらに基づく環境大臣の処分若しくは指示に違反した場合
  - ② 基金を基金事業以外の用途に使用した場合
  - ③ 基金事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
  - ④ その他基金事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- (2) 環境大臣は、(1)の終了又は変更を命じた場合において、期限を付して、基金から支出した金額に相当する金額について、基金に充当することを命ずることができる。
- (3) (2)の期限内に基金に充当がなされない場合には、環境大臣は未納に係る額に対して、その未納に係る期間に応じて年利3.0%の割合で計算した延滞金の基金への充当を併せて命ずるものとする。
- (4) 基金の解散後において、市町村から返還があった場合には、これを国庫に納付しなければならない。

#### 11. 基金事業の経理等

- (1) 各都道府県は、基金事業の経理について、経費ごとに会計帳簿を備え、他の経理と明確に区分して収入額及び支出額を記載し、基金の使途を明らかにしておくなければならない。
- (2) 各都道府県は、(1)の経理を行う場合は、その支出の内容を証する書類を整備して、会計帳簿とともに基金事業の完了した日（第5の8による基金事業の中止又は廃止の承認を受けた場合及び第5の10による基金事業の終了を命ぜられた場合を含む。）の属する会計年度の終了後5年間、環境再生・資源循環局長の要求があったときは、いつでも閲覧に供することができるよう保存しておくなければならない。

#### 12. 基金事業の検査等

- (1) 環境大臣は、基金事業の適正を期するために必要があるときは、各都道府県に対し報告を求め、又は環境省職員に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
- (2) 環境大臣は、(1)の調査により、適化法、適化法施行令、交付要綱若しくはこの要領の内容に適合しない事実が明らかになった場合には、各都道府県に対し、適合させるための措置をとるべきことを命ずることができる。

## 第6 基金事業の実施の方法

- (1) 各都道府県は、基金事業により市町村に補助を行う場合は、交付申請その他の手続き等の補助要綱等を定め、実施するものとする。この場合、交付の条件として、適化法、適化法施行令、交付要綱及びこの要領に定める事項を付さなければならない。
- (2) 各都道府県は市町村で構成する一部事務組合又は広域連合が行った災害等廃棄物処理事業についても、基金を財源として当該一部事務組合等を構成する市町村に補助金の交付を行うことができる。

## 第7 事業効果の把握

第6の規定により市町村に補助を行う場合は、市町村における事業の実施により処理された災害廃棄物の処理量のほか関連する効果を把握するものとする。

## 第8 基金事業の実績報告

- (1) 各都道府県は、基金事業が全て終了したとき又は第5の7で定める基金事業の実施期限を経過したときは、その日（ただし、当該事業費の支出を出納整理期間に行うものである場合には、出納整理期間の末日）から1か月以内に災害廃棄物処理基金事業実績報告書（様式第3号）を作成し、環境再生・資源循環局長に提出しなければならない。
- (2) 環境再生・資源循環局長は、(1)の実績報告を受けた場合には、その書類の内容を審査し、必要があるときは、各都道府県に対し報告を求め、又は環境省職員に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させ、その報告に係る基金事業が適正に行われたかどうかを調査することができる。
- (3) 環境大臣は、(2)の調査により、適化法、適化法施行令、交付要綱又はこの要領の内容に適合しない事実が明らかになった場合には、各都道府県に対し、適合させるための措置をとるべきことを命ずることができる。

## 第9 電子情報処理組織による申請等

各都道府県は、第5条第6項(1)の規定に基づく事業計画書、第5条第6項(2)の規定に基づく事業変更計画書、第5条第6項(3)に基づく事業状況報告書（各年度報告書）、第5条第8項の規定に基づく中止又は廃止の申請、第8条(1)の規定に基づく実績報告（以下、「交付申請等」という。）については、電子情報処理組織を使用する方法（適正化法第26条の2及び3の規定に基づき環境大臣が定めるものをいう。）により行うことができる。

## 第10 電子情報処理組織による通知等

環境再生・資源循環局長は、前条の規定により行われた交付申請等に係る通知、承認、指示又は命令について、当該通知等を電子情報処理組織を使用する方法により行うこと

ができる。

#### 第11 その他

この要領に定めるもののほか、基金事業に関し必要な事項は、環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長が定めるものとする。

別表第1

事業項目	事業名	事業実施主体	事業内容
災害等廃棄物処理事業	ごみ処理及びし尿処理を支援する事業	市町村	<p>(ごみ処理)</p> <p>(1) 災害により生じた災害廃棄物の収集・運搬及び処分を行う処理事業（公物管理者が存在する地域において、生活環境保全上の支障により災害廃棄物を市町村が実施主体となって処理する事業を含む。）であって、民間事業者及び地方公共団体への委託を含むものとする。</p> <p>(2) 災害により、市町村が解体の必要があると判断した全壊又は半壊の損壊家屋等であって、災害廃棄物として処理することが適当と認められるものについて市町村が行う解体、収集・運搬及び処分を含むものとする。</p> <p>なお、上記解体処理事業については、個人住宅、分譲マンション、賃貸マンション（中小企業基本法第2条に規定する中小企業者（中小企業基本法第2条に規定する中小企業者並みの公益法人等を含む。以下「中小企業者」という。）が所有するものに限る。）、事業所等（中小企業者が所有するものに限る。）を対象とする。</p> <p>(し尿処理)</p> <p>災害により、市町村が特に必要と認めた仮設便所、集団避難所等より排出されたし尿の収集・運搬及び処分を行う事業。</p>

別表第2

事業項目	事業名	事業実施主体	事業に要する経費
災害等廃棄物処理事業	ごみ処理及びし尿処理を支援する事業	市町村	「災害等廃棄物処理事業費補助金及び廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金実施要領」（平成28年1月26日付け環廃対発第16012663号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知）により提出のあった被害状況の報告等に基づき、環境省が算出し各都道府県に通知した額